歴史の記憶と継承
―戦後70年の「部落問題」―

部落問題研究所
尾川　昌法（おがわ　まさのり）

学術論文の「特殊部落」記述は歴史的用語、文脈抜きの「差別語」狩りは「部落タブー」を生む（編集部）

最近出版された研究書に、「死語と化していると思っていた」、「差別語」である「特殊部落」を「ある歴史学の学会誌」に見て驚き、これを告発する記述がある。『差別の日本近現代史―包摂と排除のはざまで』（黒川みどり・藤野豊著、岩波現代全書、2015・3・18発行）の「おわりに」の記述である。「ある歴史学の学会誌」というのは『歴史評論』2014年12月号をさしていると思われる。同誌2015年1月号に、その論考を「撤回削除」し総目次にも掲載しない、つまりなかったことにする、という「会告」が出ているのでわかる。歴評編集部の措置には、そもそも差別語とは何かという問題や論文内容との関連性など検討すべき課題があると思われるが、ここで注意したいのは、著者たちの「差別語」への理解についてである。

著者たちが「死語」だと思っていたのは勝手であってとやかく言わないにしても、「『特殊部落』はまさに近代の部落問題のありようを集約的に表している差別語であり、現実にそのような差別を含意したその言葉の使用をめぐって、これまでにも繰り返し抗議が行われてきた」のであり、「学術研究や運動が積み重ねてきたはずの英知」であるというのは、差別語糾弾をすすめる間違ったメッセージを送る不用意な記述であり、独断である。かつての差別語糾弾運動の横行した歴史から何も学ぶことはなかったのか、と思う。

1969年におこった『世界』3月号の大内兵衛論文に解放同盟から抗議を受けて岩波書店が謝罪し回収した事件、同時期に教員組合の役員選挙挨拶状を差別文書だと糾弾した大阪の矢田事件にはじまって、70年代から80年代に数々の強圧的な差別語糾弾運動が展開された歴史がある。新聞、放送、出版、映画さらに図書館らが攻撃され、部落問題は「こわい」という空気を生み出し、放送局は「言いかえ、禁句集」をつくって自己規制し、「解同タブー」「部落タブー」が広がっていった。八鹿高校事件に代表的に示されたように、ジャーナリズムは萎縮した。その行き着いた先に、解放運動の古典的名著である高橋貞樹『特殊部落一千年史』（1924初版）を『被差別部落一千年史』と改題した岩波文庫の出版（1992）があった、といってよいだろう。多くの研究者がこの「特殊部落」という言葉をめぐって議論し、原題復帰を求めたことを忘れてはならない（とりあえず再刊『こべる』1993年各号を見よ）。研究や運動が積み重ねてきた英知は、差別語と決めつける独断をさけ、「『エタ』『新平民』『特殊部落』等の言動を敢へてしてもそこに侮辱の意志の含まれてゐない時は絶対に糾弾すべきものではないしまた糾弾しない」とした1931年の全水第10回大会決定の精神ではなかったか。

樋口陽一氏の述懐を思い起こす。弁護士会館で法律家の聴衆が多かったはずの講演で、明治憲法制定時にもっていた伊藤博文の立憲主義を紹介すると「会場に静かな波紋」が広がったのに驚き立憲主義があまり知られていないことに気づかされた、という。樋口氏は「当たり前の事柄を効き目のある仕方で伝えてこなかった」憲法学者の責任を自らに問い、「この憲法論の基本の基本をくどいほど説き繰り返すこと」が必要なのだと語っている（『いま憲法は「時代遅れ」か』2011）。

歴史の記憶は正しく継承されなくてはならない。3月の年度末総会の挨拶で成澤理事長は、「差別表現」の問題が単なる用語問題に歪曲される傾向が広げられているこのごろの状況に注意を喚起していた。差別語糾弾運動が社会を席巻したあの歴史を、差別語と表現の自由の問題を、繰り返し、繰り返し議論し伝えていかなければならない、と思う戦後70年の今日である。

なお、研究所は横行する差別語糾弾運動のなかで2冊の書物を発行している。部落問題研究所編『表現の自由と「差別用語」』（1985）、成澤榮壽編『表現の自由と部落問題』（1993）である。それぞれに各分野の意見とともに貴重な資料がつけられている。

（部落問題研究所『会報』229号より転載）